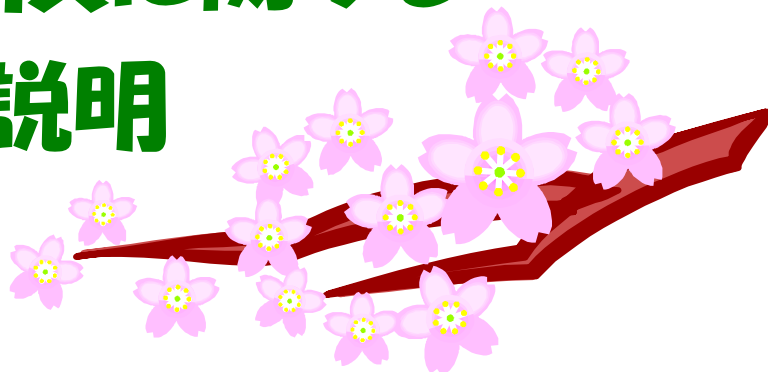


宮城県にお住いの避難者の皆様へ

原子力損害賠償に関する 最新情報をご説明 いたします！



4月12日(土)
太白区中央市民センター

(詳細裏面)

弁護士・不動産鑑定士が「中間指針第四次追補」を中心に
宅地・建物・田畑等に関する賠償内容の解説を行います。
また、損害賠償全般におけるご相談にも対応致します。

第1部 説明会 (定員80名)

参加無料

避難指示区域 (帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)
に宅地 (借地権を含む)・建物・田畑を所有等している方々が対象です。

■宅地・建物・田畑の賠償に関するご説明 10:00~12:00

第2部 個別相談

相談無料

原発事故により損害を受けた方々全員が対象です。

■損害賠償全般に関する個別相談 13:00~16:00

※ 無料個別相談は1回1時間以内、継続相談も無料です。

☆第1部・第2部とも **事前予約** をお願い致します。

予約ダイヤル



0120-330-540

●予約受付時間 9:00 ~ 17:00 (年中無休)

第1部 説明会

福島不動産鑑定士が宅地・建物・田畑の評価に関してご説明した後、弁護士が昨年12月発表の「中間指針第四次追補」等についてお話しいたします。また、質疑応答もさせていただきます。

第2部 個別相談

原子力損害に関するすべてのご相談(1組1時間)をお受けいたします。

〔ご相談例〕

宅地・建物・田畑の損害を適切に賠償してほしい！

避難費用や風評被害を賠償してほしい！

ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への申立て方法を教えてほしい！

【相談会場】

仙台市太白区中央市民センター 3階大会議室

住所：宮城県仙台市太白区长町5丁目3番2号

